

海外移住案内



昭和 50 年 3 月

国際協力事業団東京支部



| | |
|---------------------|------|
| 国際協力事業団 | |
| 受入 月日 '84. 9. 13 | 000 |
| 登録No. 14724 | 23.4 |
| | BKT |

は じ め に

この冊子は、南米、北米へ移住を希望する人々のために、
主としてブラジル、アルゼンチン、ポリビア、パラグアイ、
カナダ移住を対象に記述しました。

海外移住のあゆみ、海外移住とはどんなものか、移住の
種類、受入国、渡航費、移住が実現するまでの手続、日数、
相談窓口等についてわかり易く解説したものです。

 LIBRARY



1023800[4]

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 日本の海外移住のあゆみ | 1 |
| 海外移住とは | 1 |
| 移住の種類と移住先国 | 2 |
| 南米移住について | 3 |
| 移住の資格と条件（別表－1） | 4 |
| ブラジル | 6 |
| ブラジル技術・技能移住者職種別 斡旋難易度一覧表（別表－2） | 10 |
| アルゼンチン | 11 |
| パラグアイ | 12 |
| ボリビア | 13 |
| 南米移住の手續と手順（別表－3） | 16 |
| カナダ移住について | 17 |
| 米国移住について | 21 |
| 渡航費について | 23 |
| 移住相談はどこにしたらよいか | 27 |
| 移住希望者のための養成機関 | 30 |

日本の海外移住のあゆみ

我が国の海外移住は、明治元年に約150人の農業労働者がハワイ渡航したときにはじまり、今日までの100余年の間に数多くの人達が海外に移住し、現在海外で働く日系人の数は約140万人に達しています。

この間、戦争により中断するという有る曲折はありましたが、戦後昭和27年にブラジル移住が再開されてから中南米への移住者総数は63,579名(49.3月末現在)を数え、この中の大半がブラジルに移住しています。

戦後の移住の最盛期は、食糧難時代を経た昭和27年～36年にかけての10年間です。特に昭和31年から昭和35年の5年間には毎年全国から中南米へ7～8,000人の人達が渡航しています。

昭和30年代後半に至り、日本経済の高度成長が高まるにつれて、わが国の労働力不足が叫ばれるようになり、一方では受入国の条件がきびしくなった結果、移住者数は減少して来ましたが、ここ3年間は横這いの傾向を示しています。

しかしながら、最近の海外ブームに乗って若い青年男女とくに20～30代の年齢層の海外移住希望者は年々増加の傾向をたどっています。

又、近年は企業者移住も暫時増加して来ています。

海外移住とは

移住は、人生の一時期を技術習得等の修業のため海外で送るいわゆる長期滞在と異なり、海外に生活の基礎を確立し、その終生を海外で送ろうとするものです。したがって移住は個人が正しい情勢判断の下にあくまでも自己の発意と、確固とした信念と責任をもって海外に新しい可能性を求めて発展するものといえます。

第一義的には個人の幸福追求のためのものであるといえますが、他面移住した我が国民が、我が国の経済、社会、文化等の発達を背景として；優秀な技術、経営能力等を生かし、移住先国の発展に寄与することは国際協力の一環として重要であり、また国際社会におけるわが国の声価の向上を計るものです。

したがって、理想的な海外移住というものは、移住者自身にとって満足のいくものであり、また移住者受入国にとっても歓迎されるものでなければならず、それが我が国の利益に資することと、移住先国の発展に寄与するという積極的なものでなければなりません。

ところで、現在移住者を受入れている国は、南北アメリカだけで、このうち縁故者の呼寄せにより移住する場合の外一般的に移住できる国は、我が国と移住協定を締結している、ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイと、1962年自国の移民法施行規則を改正して、人種差別を撤廃し、広く門戸を開放することになったカナダの5カ国です。カナダへの移住は1966年2月にマルシャン移民大臣が来日して日本人移住者を歓迎する旨、申し出があつてから移住が再開されるようになりました。

又、アメリカ合衆国への移住者に対する取扱いについては、1968年7月1日発効の米国移民国籍法により、一定の規準に従い、東半球諸国への年間割当移住者数の枠内で許可されます。

移住の種類と移住先国

自営農業移住

農業は肉體労働を必要とするため、これに耐え得るだけの健康とたくましい開拓精神と開拓に必要な資金、経営能力が伴わなければならないことは言うまでもありません。

現在、自営農業者を受入れている国は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ホリビアの4カ国です。

雇用農業移住

身体強健労働意欲旺盛で資力はないが現地の農園で働き将来自立を目的とする第1歩が雇用農業移住です。この期間に現地の営農方法を習得し、借地農業に進み、借地農業の段階で独立への資金作りを行なうのが一般的なコースで、ブラジル、アルゼンチン、のほかパラグアイ、ホリビアでも少々受入れております。

技術技能移住

技術者、技能者として現地の会社、工場等に就職するもので、そこでは能力と実力と積極性があるあなたの未来を開く唯一のものであります。現在、優秀な技術技能者を求めている国は、ブラジル、アルゼンチン、カナダ（カナダは女性を含む）です。

呼寄せ移住

外地にいる親類又は知人が呼寄せする移住は、次の2つに大別されます。この場合の移住者の資格条件は緩和されます。

指名呼寄せ移住

外地の知り合いの会社や、知人の呼寄せによるもので、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、その他南米各国へ移住（ブラジルでは、女性の単身移住は難しい）できます。

この場合、被呼寄せ人と呼寄せ人との間で事前に入国後の就職先、雇用条件等につき双方の了解が成立している必要があります。

近親呼寄せ移住

- (1) 現地に永住権をもつて居住する近親者に扶養されるかたちで呼寄せられる妻、父母、祖父母、未成年の子息および未婚の娘は、中南米各国へ移住できます。
- (2) カナダには、扶養呼寄せ (Sponsored Dependant) と指名呼寄せ (Nominated Relatives) とがあります。前者は配偶者、婚約中の女性、21才未満の未婚の子、60才以上の父母、祖父母、両親のない18才未満の兄弟、姉妹、甥、姪、孫等。後者は、21才以上の子、21才未満の既婚の子、兄弟、姉妹、60才未満の父母、祖父母、甥、姪、おじ、おば、孫に限られます。

南米移住について

南米大陸とは、一般にコロンビア、ベネズエラ、以南の地域を指しますが、ここで南米というのは、日本と移住協定の締結されているブラジル、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイの4カ国です。

このうち、ブラジルは南米大陸の50%以上の面積を有し、これ等各国の広さをわが国と比較すると、ブラジルは2.3倍（8,514千Km²）、アルゼンチンは7.5倍（2,778千Km²）、ボリビアは2.9倍（1,099千Km²）、パラグアイは1.1倍（370千Km²）あり、この4カ国の総面積は12,761千Km²という広大な地域であります。

戦後、昭和27年に移住が再開され、その年、全国から54名が渡航しました。その後、移住者が徐々に増加して、昭和35年には、8,386名を数えるに至りましたが、この年をピークとして、移住者数は、減少の一途をたどり、昭和45年には全国から629名、記録しました。しかし昭和46年に入ってから、また増加の傾向を示し、最近では「開発途上国での自己の能力発揮」を志望する移住希望者が可成り増加しています。

また、これら移住希望者の職種も、農業移住主体から最近では工業技術をもった移住者が大半を占めるようになって来ています。

ところで、過去の移住者は、一部の例外を除き、人口対策といわれた位に国内での生活に窮し、単純労働者として出て行くというのが実情でありました。

ところが、最近では、我国の経済高度成長にともない、生活水準の向上ということもあり、生活困窮による移住はなくなり、それに代って、技術、技能を身に付けたその道のプロでなければ受入国が移住の許可を出さないというように、移住の内容が変わって来ているのが現状です。

移 住 の 資

| | | ブラジル | アルゼンチン |
|---------|---|---|---|
| 自営農業移住 | 資格条件 | ① 原則として農業従事者又は農業経験3年以上を有する者。 ② 夫婦を中心に1家族の中に50才未満、15才以上の稼働力が3人以上あることが必要ですが、特に滞行資金、経験、その他の条件が十分な場合は、夫婦2人でも認められます。 ③ 家族全員が身体強健、肉体的欠陥、悪癖がなく、かつ犯罪及び社会的行為をしたことがない者。 ④ 現地入植時に70万円以上の生活資金、営農資金の滞行が必要です。 | ① 左に同じ ② 夫婦を中心に、1家族7人までで構成された、稼働力が豊富であることが必要です。特に滞行資金、経験、その他の条件が十分な場合は、夫婦2人でも考慮されます。 ③ 左に同じ ④ 左に同じ |
| | 入植地 | ブラジル全土には、日本入植地が38カ所ありますが、その例をあげてみます。 ○ 第2トメアス この移住地は、昭和35年パラ州有地の譲渡をうけ、入植建設が始まりました。入植当時の営農形態はピントラ（胡椒）の単作で、この市場価格は相当な変動があり、経営に不安定な面があることから養鶏、柑橘、香料物等を組合せた営農方法が最近研究されています。 ○ 所在地 パラ州トメアス郡、アマゾン河EHCに位置し、ベレーン市まで空路140km、水路270kmであります。 ○ 面積 25,800M ² で1ロッテ（1区内）25M ² 分譲価格は一括払で23万円円で入植地があります。 | アルゼンチンには、入植地が6カ所ありますが、自営農の受入地は、ガルアペー移住地、アンデス移住地の2カ所で他の4カ所は、雇用独立用地として購入されたものです。 ○ アンデス移住地 この地域は、アルゼンチンでも有名な乾燥地帯で、塩基分を相当多量に含んだ土壌であります。灌溉用水の高度の利用によりブドウ、桃、ささい等の栽培が行なわれています。 ○ 所在地 メンドサ州サンラファエル郡、ヘネラルアルベール市まで陸路14km ○ 面積 1,312M ² |
| 雇用農業移住 | 資格条件 | ① 農業従事者、又は農業経験3年以上の者。 ② 満18才以上25才位までの男子、若夫婦の場合は、満30才位までで子供のいないこと。家族の場合は、世帯主が満20才以上50才未満までの男子で、妻のほかに15才以上の男子1人を含むこと。 ③ 自営農業移住の資格条件②に同じ | ① 左に同じ ② 満18才以上25才位までの単身男子又は若夫婦。 ③ 左に同じ |
| | 受入農場斡旋 | 有資格者が、国際協力事業団東京支部に申込みますと、移住希望する地域又は、栽培作物の種類によって、受入農場を斡旋します。 この雇用期間は4年間で、雇主は、移住者を空港まで出迎えてくれます。 給料は、地域によつて異なりますが最低賃金の150%は保証され、家族雇用の給料は、現地に到着後本契約の際当事者間で決めます。 | 申込み斡旋方法については、ブラジルと同じですが、主に花卉栽培従事者としての斡旋が容易です。 雇用契約期間は2年で期間満了後同一雇主と再契約又は他の雇用と契約する場合があります。 契約期間満了後は、自己の判断で将来の道を選ぶことができ、早く独立の希望をもつものが多いが、現地事情、言語等に通じるため雇用期間は、4年～5年で独立するのが普通です。 |
| 技術・技能移住 | 資格条件 | ① 技能者 当該職種に関して、5年以上の実務経験のある者又は工業高校で、当該職種に関する学料を修め、3年以上の実務経験のある者。 ② 技術者 大学において、当該職種に関する学料を修め、3年以上の実務経験のある者。 ③ 原則として、満21才以上の男子で、身体強健、入国法に定める病気及び身体的欠陥がなく犯罪その他反社会的行為をしたことがない者。 ④ 職種は原則として、ブラジル政府により指定された職種表に該当しなければなりません。 | ① 高等学校又は大学にて、当該職種に関する学料を修め、卒業後当該職種の実際経験3年以上の者。 ② 満25才以下の男子で、身体強健、肉体的欠陥がなく無犯罪者に限ります。 ③ スペイン語が堪能であれば、現地での受入れ、斡旋が容易であります。 |
| | 就職斡旋 | 移住資格条件の完備している者が、所定の書式に従つて、国際協力事業団東京支部に申込みますと、現地支部に求職連絡がとられ就職先を探します。職種によつて異なりますが、申込んでから移住できるまで、斡旋容易な職種で最低6カ月ぐらゐを要します。 就職斡旋先は、主として日系企業であります。そこに働く従業員は、現地法に基づいて3分の2以上がブラジル人であることとを念頭に置いて、渡航前にポルトガル語を勉強しておく必要があります。 | 求職方式がとられている点については、ブラジルへの移住希望者と同じであります。アルゼンチンには日系企業の数が少なく、貿易、製陶業、醸造業分野に多少進出していますが、未だ従業員数50名以上の企業は僅か5社程度であります。従つて技術移住者の誘出数が少ないのは、日系企業における移住希望者の引受人が少ないことに起因しています。 しかし、何れも、日本の優秀な技術者を積極的に導入する日も近いものと思われまゝ。 |
| 呼寄せ移住 | 指名呼寄せ | 職種は、指定された職種表に該当しなければなりません。又当該職種に関する技術証明や卒業証明を必要とします。 被呼寄せ人と呼寄せ人の間で事前に、入国後の就職先、雇用条件等について了解が成立している必要があります。 | 左のような職種についての規制はないので、その程度呼寄せ人がアルゼンチン政府に申請して許可をとります。 |
| | 近親呼寄せ（花嫁移住） | 原則として、配偶者、父母、未成年の子の呼寄せをいえます。（呼寄せ手続開始前に、入籍されている必要があります。） | 左に同じ |
| 現地状況 | 気候と地勢、就労地域、職種、営農形態と土地価格、給与、労働慣習と労働時間、住宅、医療、教育については、ブラジルの項を参照。 | 気候と地勢、就労地域、営農形態と土地価格、給与、労働慣習、医療、教育については、アルゼンチンの項を参照。 | |

格 と 条 件

| パ ラ グ ア イ | ボ リ ビ ア |
|---|--|
| <p>① 左に同じ ② 夫婦を中心に、1家族で構成され、稼働力が3人以上あることが必要です。 国際協力事業団の購入地に入植する場合は、日ボ移住協定に基づく唯一の移住取扱機関として、事業団が移住者の選考を行なうことができます。 ③ 左に同じ ④ 左に同じ</p> | <p>この田への移住希望者の資格条件は、ブラジルへ自営農で移住希望する者とは同じであります。</p> |
| <p>1936年にブラジルから指導移民として、5家族30人が、ラ・コルメ移住地に入植し、その後、アマンバイ、チヤベス、フラム、アルトパラナ、イグアスと移住地が増えました。このうちイグアス移住地は、国際道路をはさんで購入された大集団移住地で、この移住地の北辺は、イグアス河に沿って築し、最南部には、モンダウ河が横断し、更にこれら河川に狭多の小河川が地区内に流れているため、全体に200m～300mの波状形の起伏をなしています。土地は極めて肥沃で、テラーローシアと云われる赤褐色粘土質土壌です。 ○ 所在地 アルトパラナ県エルナンゲリア郡及びイララ郡にまたがり、首都アスンシオン市から286km、ブラジル国境41km手前に位置しています。 ○ 面積 87,7634aで1ロッテ304aの分譲価格は、一括法で40万円、分別法で頭金4万円、残金は9年賦置、5年間の年賦法で約62万円位。</p> | <p>昭和28年ボリビア政府は食糧の自給度を高めるため、同国の大部分を占める東部低地地帯の農業開発を計画し、この措置として農業技術水準の高い日本農民を歓迎する旨の申し出があり、日本から調査団が派遣され、ヤパカニ河沿いの可耕地が移住適地と判定されたのが現在のサンフアン移住地であります。 昭和30年に第1次入植が開始され、入植当時の経営の中心であった米の価格が不安定で農業経営に相当の困難を生じましたが、近年に至り肉牛飼育が有利なことから急速にこの導入が進められています。又この他に養鶏、養豚、柑桔類も相当植栽されるようになり米作単一の農業から安定度の高い多角経営にかわりつつあります。 ○ 所在地 サンタ・クルース州イチロー郡、サンタクルース市まで陸路140km、モンテロー市へ陸路86km ○ 面積 27,1324a</p> |
| <p>アルゼンチンの場合とは同じ</p> | <p>左に同じ</p> |
| <p>申込方法についてはブラジルと同じ</p> | <p>左に同じ</p> |
| <p>なし</p> | <p>なし</p> |
| <p>なし</p> | <p>なし</p> |
| <p>左に同じ</p> | <p>左に同じ</p> |
| <p>左に同じ</p> | <p>左に同じ</p> |
| <p>気候と地勢、営農型態と土地価格、医療、教育については、パラグアイの項を参照。</p> | <p>気候と地勢、営農型態、医療、教育についてはボリビアの項を参照。</p> |

ブラジル

気候と地勢

- ① 北ブラジル 南緯 0°～15°の間に位置する熱帯圏で、年間平均気温が 25℃～27℃で、雨量は 2,600%位、乾期は 7月～12月、雨期は 1月～6月の間です。

この地方は、肥沃度中程度、黄褐色の土壌を有し、トメアス、ベレーン市近郊は概ね平坦です。

- ② 南ブラジル この地域は南緯 15°以南の諸州を指します。サンパウロ市を含む近郊は、標高 700m～800mの高原であり、平均気温は 18℃位です。パラナ、サンタカタリーナ、リオグランデスール各州は温和で四季明確、冬期には降雪もあり、平均気温は 18℃～20℃位です。雨量は地域差がありますが、概ね 1,000%～2,000%位で 1日の温度に、はげしい差があります。

南ブラジル地域は概して大西洋岸の標高が高く、内陸部に行く程低く平坦になります。サンパウロ近郊は丘陵地帯で、6Km程度の波状形をなし、パラナ州方面は更に大波状形で広大となります。

就労地域

① 雇用農業移住

- ・ 北ブラジル アマゾン下流地域でパラ州のベレーン市近郊と、トメアス地区が主であります。
- ・ 南ブラジル サンパウロ市近郊を主体に同州全域にわたっています。
パラナ州はロンドリーナ市近郊、サンタカタリーナ州はラーモス移住地、リオグランデスール州はイボチ移住地およびサンタマリア地区
グアナバラ州はニテロイ市近郊に極く少数の受入地域があります。

② 技術技能移住

サンパウロ市を中心として、周辺の 38市郡によりサンパウロ圏とし、ブラジル国随一の大工業地帯を形成しています。日本からの技術移住者のほとんどが同地域内に就労していますが、その他ポルトアレグレ市、リオデジャネイロ市、サンサルバドル市、レシーフェ市が主な就労地域であります。

職 種

金属、機械、電気通信、木材、家具、ゴム、薬品、繊維、紙、プラスチック等あらゆる業種がありますが、斡旋容易な職種としては、電気技術者、電子技術者、電気設計技能者、機械技術者、機械加工技能者、機械設計製図技能者、仕上げ組立・製缶技能者、空気調和設備技能者、木型技能者等がありますが、詳細は 10頁の一覧表を参照して下さい。

営農型態と土地価格

- ・ 北ブラジル この地域は従来、ゴム、ジュートが主要栽培物であったが、最近ではピメンタ（胡椒）が農作物の主流で、国際商品の真価を發揮し栽培面積が急速に増加しています。又ベレーン市という消費地に近いことから、ピメンタを中心に、トマト、キュウリ、キャベツ、西瓜、養鶏を組み合わせた営農型態が多く見られます。

第2トメアス地区は、1ロッテ2.5ha当り2.3万円位です。

- ・ 南ブラジル サンパウロ州及びサンパウロ市近郊では、果樹栽培（桃、ブドウ、ミカン、柿、ビワ）、花（カーネーション、バラ、グラジオラス、菊、鉢物）、そさい（トマト、キャベツ、人参、レタス、セロリ、ジャガイモ）、畜産等

パラナ州では、コーヒー、ジャガイモ、雑穀、牧畜等

サンタカタリーナ州では、ネクタリン、リンゴ、花卉、雑穀、養豚等

リオデジャネイロ州では、そさい、マンジョカ、花卉、養鶏等

サンパウロ近郊100kmの区域で、1ha当り60万円～100万円位、土地購入面積は、営農型態によつて異なりますが、そさい、果樹等の場合で、5ha程度を必要とします。

なお、温室価格は、1棟当り（1974年現在）木造ビニール張りの50m×7mで25万円位です。

給 与

① 雇用農業移住

- ・ 北ブラジル 1974年におけるパラ州の最低賃金は350.40CR\$最低賃金の1.5倍が、初任給となり、又6ヶ月目、2年目、3年目と当人の能力によって昇給していきます。食費、住居費等の控除額は、68%位です。
- ・ 南ブラジル 1974年におけるサンパウロ州の最低賃金は、376.80CR\$で、初任給は最低賃金の1.5倍で25,000円、6ヶ月目に若干昇給し、2年目に最低賃金の100%アップしますが、同州内においても、給与に地域差が多少あります。（1CR\$≒¥40：1974.12.現在）

② 技術技能移住

技術能力の程度により、給与は大巾に変わります。技術移住者の給与は、おおむね最低賃金の3～20倍程度です。これら給与額は採用後3ヶ月の試用期間の後、本人の技術程度に応じて会社より決定されます。一般に能率給制度を採用しているため昇給は不定期です。最近では定期昇給制度をとり入れる会社が増加の傾向にあります。

上記とは別に、年に一度政府決定にもとづく割合で、インフレ調整のため昇給があります。

- 家族手当 14才未満の扶養家族1人につき最低賃金の5%
- 超過勤務手当 1時間あたり、時間給の20～25%増し。
- ボーナス 法定ボーナスとして、1ヶ月分を毎年12月に支給
- その他 企業によっては、通勤、住宅、給食手当を支給するところもある。

労働慣習及び労働時間

① 雇用農業移住

- ・ 農村労働法に基づく1日の労働時間は8時間、但し、北ブラジルの各農家では従来の慣習により早朝から夕刻までの就労が普通であるが、農繁期と農閑期により就労時間に差がある。食事は起床と同時に、コーヒーとパンの軽食をとり午前11時に昼食、2時間ぐらい休息し、3時頃コーヒータイム、夜8時に夕食となる。熱帯地方であるため、朝夕の冷涼な時間帯に集中的に労働

する慣習があります。

- ・ 南ブラジル 北ブラジルにおける労働慣習と大差はないが、営農内容が多岐にわたっているため、労働時間が長くなる場合が多い、冬期の降雪時には夜間に就労することもあります。

② 技術技能移住

1日8時間、1週間48時間制がとられているが、週5日制の場合1日の労働時間は、48/5となり、ほとんどの企業が週5日制を採用しています。

休息時間は、正午から1時まで、午前と午後にそれぞれ各1回休憩時間があり、5日制の場合は、7時出勤、6時退社が普通です。

住 宅

サンパウロ市の中心地から5Km位の範囲は、価格も高いが郡部に入ると安くなります。

- 下宿 市中心より5Km内で、二食付相部屋350CR\$位、個室500CR\$位。
郡部では、2食付で、上記の70%～80%位。
- アパート 市中心より5Km内で、2DK675CR\$～900CR\$位。
郡部では、2DK、450CR\$～675CR\$位。
- 借家(中級) サンパウロ市内及び周辺の市部の寝室2、居間兼応接室、炊事場兼食堂、シャワー室(トイレ付)つきで、1000CR\$～1800CR\$位。

医 療

① 雇用農業移住

社会保険、健康保険等の保険制度は、日本よりも不備ですが、ブラジル国内いたるところに慈善病院、郡立病院等公共の医療機関があり、全ての疾病について無料で受診できます。但し、これらの病院は地域差があり、雇用農の場合、疾病の軽重度を考慮して雇用主の好意により良い病院を利用しています。

又地域によっては、事業団経営の病院、診療所等があり、巡回診療も行なわれています。

② 技術技能移住

国家社会保障機関(通称INPS)が実施機関で、会社、従業員双方が給料の8%を拠出します。労働手帳所持者は、INPS指定病院において、無料で受診治療を受けることができ、扶養家族も無料ですが、薬代は個人負担です。但し、INPS指定病院は利用者が多いのでこれを利用するのは大変です。したがって、大部分の者は個人の開業医か一般の病院を利用しています。この国は、医薬分業なので医師の処方箋をもって医薬品の購入を行ないます。

教 育

この国は小学校4年、中学校4年の8年間が義務教育期間で、高等学校は3年、大学は学部によって異なりますが、4年～5年制です。

① 雇用農業移住

- ・ 北ブラジル トメアス地区およびベレーン市近郊では、小中学校までで、高校以上は、ベレーン市に出なければなりません。
- ・ 南ブラジル 農耕地は、市街地より離れている場合が多く、小学校の教育は居住地で受けられ

ブラジル技術技能移住者職種別あっせん難易度一覧表（別表-2）

サンパウロ市を始めとする工業技術移住者の主要生活地区における職種別の需要状況およびあっせん難易度は極めて流動的であり、また移住者の経歴内容によってもかなりの差異が生じますが、最近の結合状況等から一応の基準をランク付けし、なお、対象は最近の移住相談の中でとくに件数が多い職種をとり上げました。

（注） A（あっせん結合が容易） B（あっせん結合が可能） C（あっせん結合が困難）

| 職 種 | あっせん難易度 | 需 要 状 況 等 | 職 種 | あっせん難易度 | 需 要 状 況 等 |
|------------------------|---------|--|---|---------|--|
| 電 気 技 術 者 | A | 需要は比較的多いが、専攻部門の内容によりあっせんに長期間を要する場合がある。語学力を要求されることは無論であるが、経験年数を最低5年程度要求しつつある。一般的に設計関係は少なく、製造、経理部門の需要が多い。 | 溶 接 技 術 者 板 金 技 術 者 金 属 プ レ ス 技 術 者 め っ さ 技 術 者 自 動 車 参 照 技 術 者 | B C | 需要はある程度見込まれるが、待遇的には、経験豊富でなければそれほど期待できない。原則として技能検定合格者および経験5年以上の者につきあっせんを行う。 需要は皆無に近く、待遇的にも極めて低いため現在はあっせん数種から除外している。 |
| 電 子 技 術 者 | A | 需要は多い。とくに音響機器関係は有望である。 | 電 気 機 器 経 理 技 術 者 | C | 需要はないとは言えぬが、あっせん先はほぼ個人経営的な修理店に限定されるため、福祉厚生等就労環境が劣り待遇そのものも日本と比較してかなり低い。特定職種のみ経験者に対する需要は皆無で少なくとも多様職種について十分な知識と10年以上の経験者でなければあっせんは不可能である。 |
| 電 気 通 信 技 術 者 | B | ブラジル政府の通信部門は充政策の影響を受け、需要は今後も長期間にわたり期待できるが、日系企業は数が限られており、あっせん先が外国系主体となるため語学力の要があっせん成否の大きなポイントになっている。なお、電話関係はとくに有望である。 | 電 気 設 備 技 術 者 | A | 電気主任技術者および電気工事士の資格者についての需要は高く、あっせんは容易である。とくに、生産工場での電気工作物の保守、管理等の経験者は結合率が高い。 |
| 機 械 技 術 者 | A | 需要は常時多い。とくに設計関係は有望である。 | 空 気 調 節 設 備 技 術 者 | A | 建築ブームの影響を受け、需要は高く、現在もっとも求入の多い分野であり、あっせんは極めて容易である。 |
| 生 産 管 理 技 術 者 | B | あっせん先が外国系大手主体となるため、語学力は不可欠な要件である。なお、日系企業においても逐次本職種を専任制として必要とするだけの規模に達することが予想されるので、需要の漸増が期待できる。 | 電 子 計 算 機 技 術 者 | C | 計算機関係の各技能者のあっせんは、現状では困難である。将来的に有望分野と考えられるがあっせん先が外国系中心になることに伴い、語学力と専門上のあっせんの2点がネックとなり、結合は期待できない。 |
| 化 学 技 術 者 | B | 専攻部門の内容により需要に差異がある。とくに農芸化学部門は工業化学部門よりあっせんは困難である。なお、化学プラント関係は設計、現場ともに需要は多い。 | 木 型 技 術 者 | A | 印刷関係の需要は常時あるが、とくに木型製作の経験者は不足しており、あっせんは極めて容易である。 |
| 土 木 技 術 者 建 築 技 術 者 | A | 交通・運輸施設の整備、人口集中に対する都市における住宅建設、電力開発等の活発化により、技術者の絶対数が不足しており、需要は今後も十分見込まれる。なお、引受企業には、日系の中堅業者も多いが、とくに需要の強いのは監修等の現場要員であり、この場合には相当の語学力が要求されることになる。 | 印 刷 技 術 者 | C | 印刷分野での日系企業は今後の発展が期待される段階であり、現在は待遇も低く、あっせんは困難である。将来的には、オフセット関係の需要が生じると思われる。 |
| 設 計 製 図 技 術 者 | A | 設計製図を専門とする移住者の需要は高く、広い分野であっせんの可能性がある。とくに次の分野の経験者は結合が容易である。 金型、木工具、機械、空調設備、機器、音響機器、化学プラント、工場設備、建築 | 光 学 機 器 経 理 技 術 者 時 計 経 理 技 術 者 | B | 日本製の光学機器および時計はブラジルに大量に輸入され、普及しているため、経理経験者に対する需要はある程度見込まれる。ブラジルでは作業者の給与は通常コミッション制のため、技能の優劣が待遇と密接に結びつくことになるので、経験は相当必要になる。 |
| 機 械 加 工 技 術 者 | A | 需要は常時期待できる。技能士検定に合格していればあっせんには極めて有利である。次の経験者はとくに結合率が高い。 フライス盤、ボール盤、研削盤 | 木 材 加 工 技 術 者 | B | あっせん先となる日系企業は発展段階であり大量の需要は望めないが、年間数名程度であれば、あっせんは可能である。経験は5年以上必要で技能士検定に合格していれば、あっせんは有利である。 |
| 仕 上 げ、組 立 技 術 者 | A | 需要は常時期待できる。技能士検定に合格していればあっせんには極めて有利である。次の経験者はとくに結合率が高い。 治工具仕上げ、金型仕上げ | | | |
| 製 缶 技 術 者 | A | 需要は常時期待でき、あっせんは容易である。 | | | |

アルゼンチン

気候と地勢

この国は、南北に長く亜熱帯、温帯、寒帯に別れています。

- 北部 亜熱帯で雨量も多く、西はアンデス山脈、東はパラグアイ、ブラジル両国に接し、イグアスの滝もこの国境にあります。
- 西部 チリと国境をなすアンデス山脈地帯でこの山脈は大西洋、太平洋に注ぐ河川の分水嶺で、東側山麓は、乾燥地帯となります。
- 中東部 パンパと呼ばれる大平原地帯であり、平坦肥沃で、農業、牧畜が主体ですが、最近ブエノスアイレス市近郊において、花卉栽培が盛んです。この地方は、年平均気温は、 16.3°C で農業国アルゼンチンの政治、経済、文化の中心地です。
- 南部 パンパに続く丘陵、半砂漠地帯でバタゴニアと呼ばれ、強い西風と寒さで不毛の地域もありますが、重要な羊毛の産地でもあり、石油、鉱物資源の宝庫でもあります。

就労地域

① 雇用農業移住

雇用農の受入地域は、首都ブエノスアイレス近郊 60kmの範囲にある日系農家が主体です。

② 技術技能移住

アルゼンチン国の商工業の中心地であるブエノスアイレス市が主な就労先ですが、移住者を受入れる企業が僅少です。

職 種

技術技能移住者を希望する有資格者については、そのつど、現地に照会します。

営農型態と土地価格

同国における、日系農家のほとんどが、花卉栽培を主体としており、カーネーションは、その総生産の80%を日系人によって占めています。その他、切花では、ストレシア、菊、グラジオラス、バラ、水仙、鉢物では、シクラメン、ラン、アジサイ、ゴム、虎ノ尾等です。

コルドバ市及び近郊では、養鶏、そさい農が主体です。

- ブエノスアイレス市近郊 40km~50kmの地域の幹線道路添いで、1ha 当り 5万ペソ位
花卉栽培には、温室を必要とし、価格は、標準規格、 $6\text{m} \times 40\text{m} = 240\text{m}^2$
木造ビニール張り 1棟約 30万円位
木造ガラス張り 1棟 120万円前後（降雹防除のため屋根の上に金網の設備を含む）

給 与

雇用農の初任給は、1,893.75ペソ、2年以降は本人の能力により昇給します。

食費と住居費として、743.75ペソが控除されます。但し、従業員負担の恩給積立金および厚生納入金は、更に差し引かれることとなります。

労働慣習

アルゼンチン国農業労働法では、1日8時間の規則ですが、移住者は、雇用主、その家族と共に働くことになるので、その慣習通りの労働となります。従って、雇用契約中は、研修期間であると、割切った心構が肝要です。

夏季は、朝5時から日没まで、昼休み2時間、日曜祝祭日は休みです。しかし、需要の多い出荷時期は休日も就労します。

医 療

労働傷害保険は、労働者を使う業種、雇用股を雇っている雇用主は、加入する義務があり、就労中の事故による場合は、治療費および治療期間の給料が労働傷害保険によって、保障されます。

都市部には慈善病院があり、治療費は一切無料、その他私立病院では、保険制度をとっているところもあります。

教 育

アルゼンチン国は、中南米諸国では最も教育行政の行き渡っている国で、雇用農業移住者の受入地域が主にブエノスアイレス市、その近郊であるため立地条件にも恵まれています。

小学校（義務教育）は7年、公立は無料

中学校（志願制）は5年、工業学校（志願制）は6年、公立は無料

大 学（試験入学）5～7年、公立は無料

パラグアイ

気候と地勢

この国の春は、9月と10月で気温は21°C、夏は、11月から3月まで平均気温は28°C、秋は、4月と5月で春と同じ位の気温、冬は、6月から8月の3カ月で17°C位の気温で、年間を通じての平均気温は、24°Cです。雨量は余り多くなく、東部地方で年平均1,700㎜、西部地方では1,100㎜程度です。

国の中央部を南北に徒断する、パラグアイ河により南東部と西北部に大別されています。西東部は森林の多い丘陵地帯と平原の交錯する肥沃な地域で、農耕に適していますが、西北部は、通称チャコ地方と称され、塩分の多い荒野が広がり、農耕には不適な地方であり大部分は牧畜に利用されています。

営農型態と土地価格

ラ・コルメナ移住地での永年作物の主なものブドウで、その他柑橘、馬鈴薯、玉ねぎ、梨、牧牛等もあります。移住者による、組合経営のブドウ酒醸造工場も年々拡大し、年間50万リットルの生産をあげています。

アマンバイ移住地では、コーヒー・チャベス、フラム、アルトパラナの各移住地には約600戸の日系農家があり、大豆、養蚕、油桐等の営農によりパラグアイ経済に大きな影響を与えています。

イグアス移住地は、首都アスンシオン市に近いので、トマトを中心とするそさい農が盛んですが、最近では牧畜・養蚕の導入も積極的に進められています。

アルトパラナ、イグアス移住地の土地価格は、1ロッテ、30ha 当り、1括払で40万円。分割払の場合は、頭金として4万円、残金は9年据置きで、5年間の年賦払となり、総額は、約62万円になります。

医 療

大抵の移住地には診療所があり、日本から医師が派遣されていますので、ここで軽症患者の手当は受けられます。

イグアス移住地には、日本人医師1名、患護婦3名が常駐しています。

近接市、ストロエスネル市には総合社会保険病院もあります。

教 育

小学校6年間は無料の義務教育ですが、小学校への就学率が低く、近年、同国文部省が文盲退治に力を入れています。

大学は、国立アスンシオン大学と、私立カトリック大学の2つがあり日系人子弟も多数在学しています。

日本から移住したばかりのうちは、スペイン語が判らないので、日本の小学校1年生も6年生も皆パラグアイ小学校の1年生からやり直し、言葉が判るようになると、1年間のうち2～3学級上への特進も認められます。

小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年制がとられています。

ボ リ ビ ア

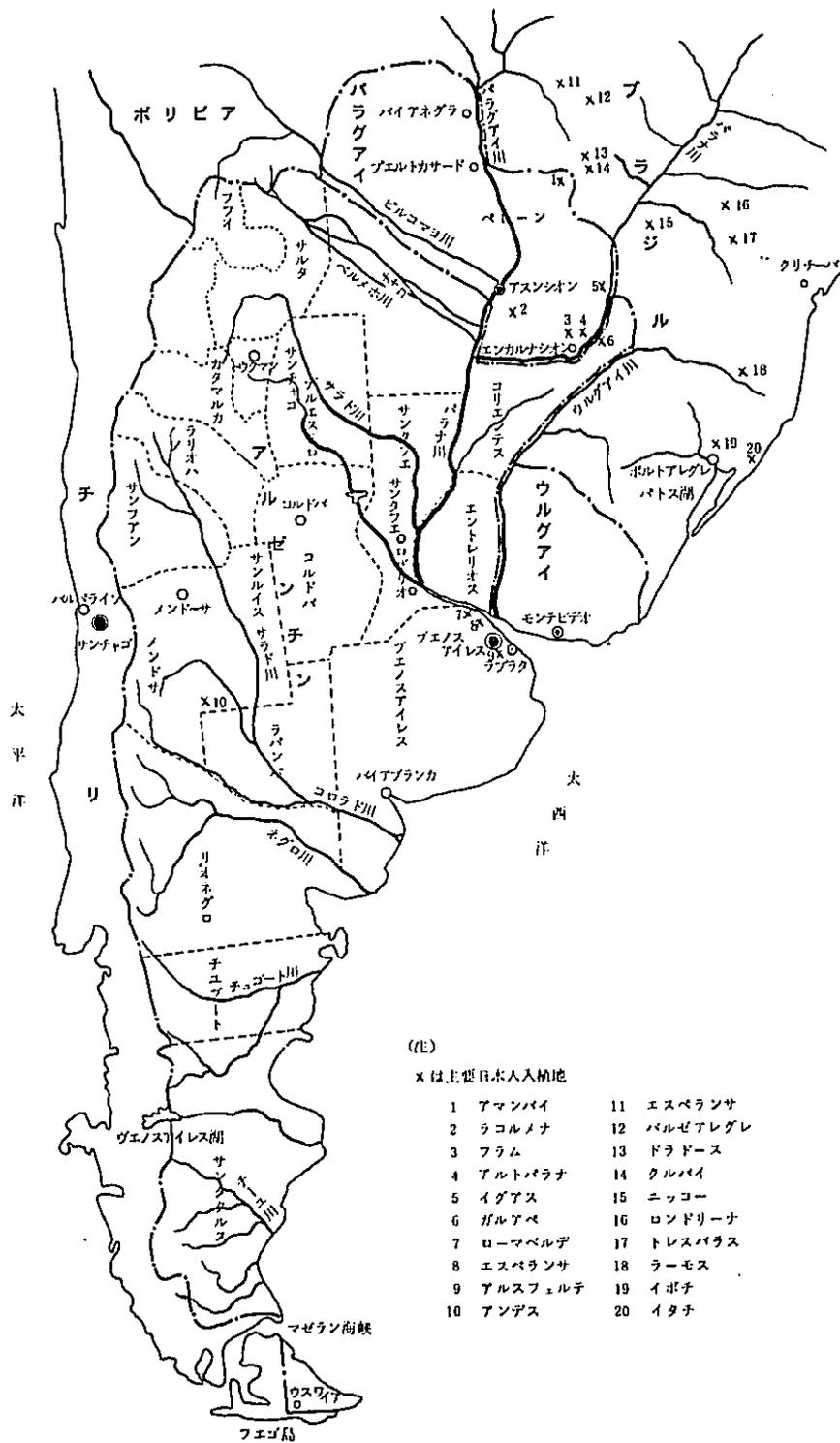
気 候 と 地 勢

この国は、南緯10°～23°にまたがった、南アメリカ大陸の中央に位置する海のない、西高東低の国で、西部高原地帯は、4,000mの山岳高原でありながら、赤道に近い関係で、寒冷のきびしさはなく、直射日光は、肌に暑さを感じさせ、乾燥した空気とあいまって、日本の秋を思わせます。この地帯は、国土の30%を占め、首都ラパスもこの高原に建設されており、人口の約60%が集中して住んでいます。

この山岳地帯には、銅、錫、金、銀、鉛、モリブデンなどの鉱山があり、特に錫は、マレーシア、ソ連とともに世界的に有名で、ボリビアの総輸出額の90%は、錫およびその他の非鉄金属によって占められています。

高原地帯から東部低地地帯に移っていく中間に、気候のよい溪谷地帯があり、ここは、700m～2,500mの高さで国土の15%を占めています。この地帯は、年間平均気温が17°C～19°Cという温暖な気候にめぐまれ、肥沃な土壌とあいまって、ボリビアの穀倉地帯となっています。

東部低地地帯は、アマゾン河の上流から南アメリカ大陸の内部にかけて大密林の連続する地域であり、日本の全面積より広く、同国国土の55%を占め、そのほとんどが熱帯原始林となっています。



(注)

x は主要日本人入植地

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1 | アマンバイ | 11 | エスペランサ |
| 2 | ラコルメナ | 12 | バルゼアレグレ |
| 3 | フラム | 13 | ドラドース |
| 4 | アルトパラナ | 14 | クルベイ |
| 5 | イグアス | 15 | ニッコー |
| 6 | ガルアベ | 16 | ロンドリーナ |
| 7 | ローマベルデ | 17 | トレスバラス |
| 8 | エスペランサ | 18 | ラーモス |
| 9 | アルスフェルテ | 19 | イボチ |
| 10 | アンデス | 20 | イタチ |

営農型態

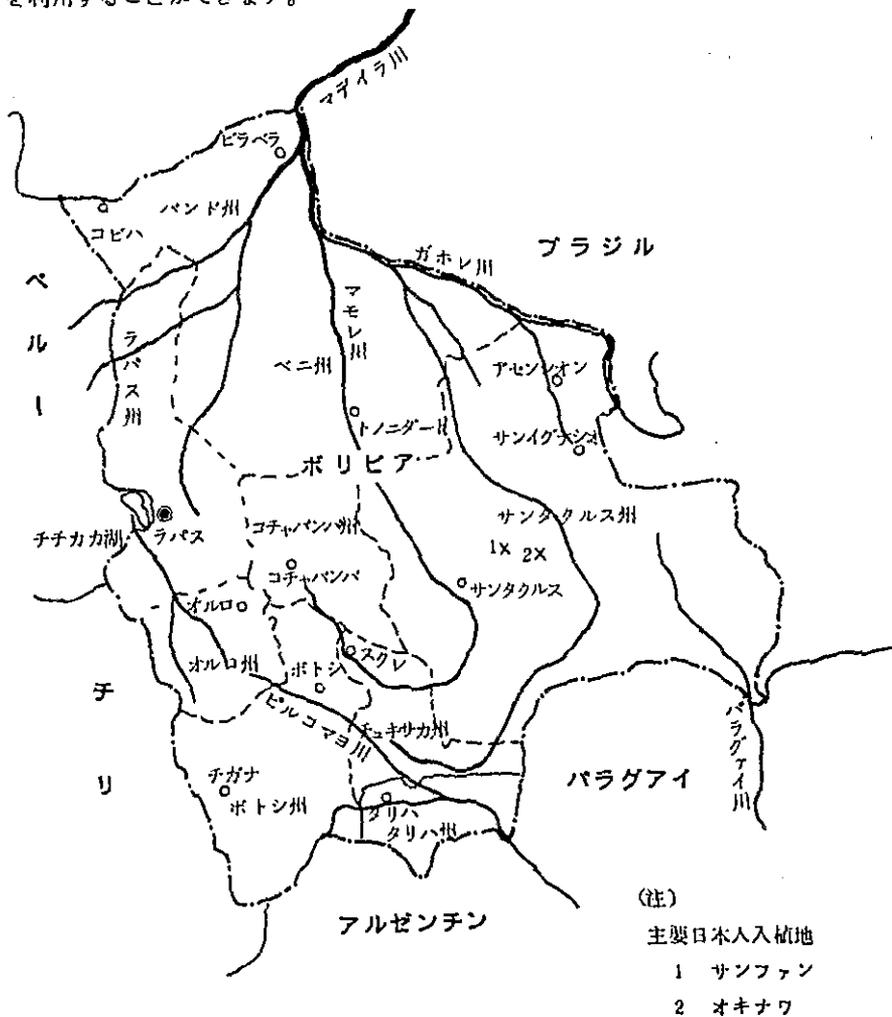
サンファン移住地は、米作と大豆を中心として、牧畜、養鶏、養豚、果樹栽培等を加味した多角経営が行なわれています。又、オキナワ移住地では、棉花、大豆、牧畜、養豚を主体とした経営が行なわれています。

医 療

アンファン、オキナワ両移住地とも診療所があり、国際協力事業団により派遣された医師が常駐しております。

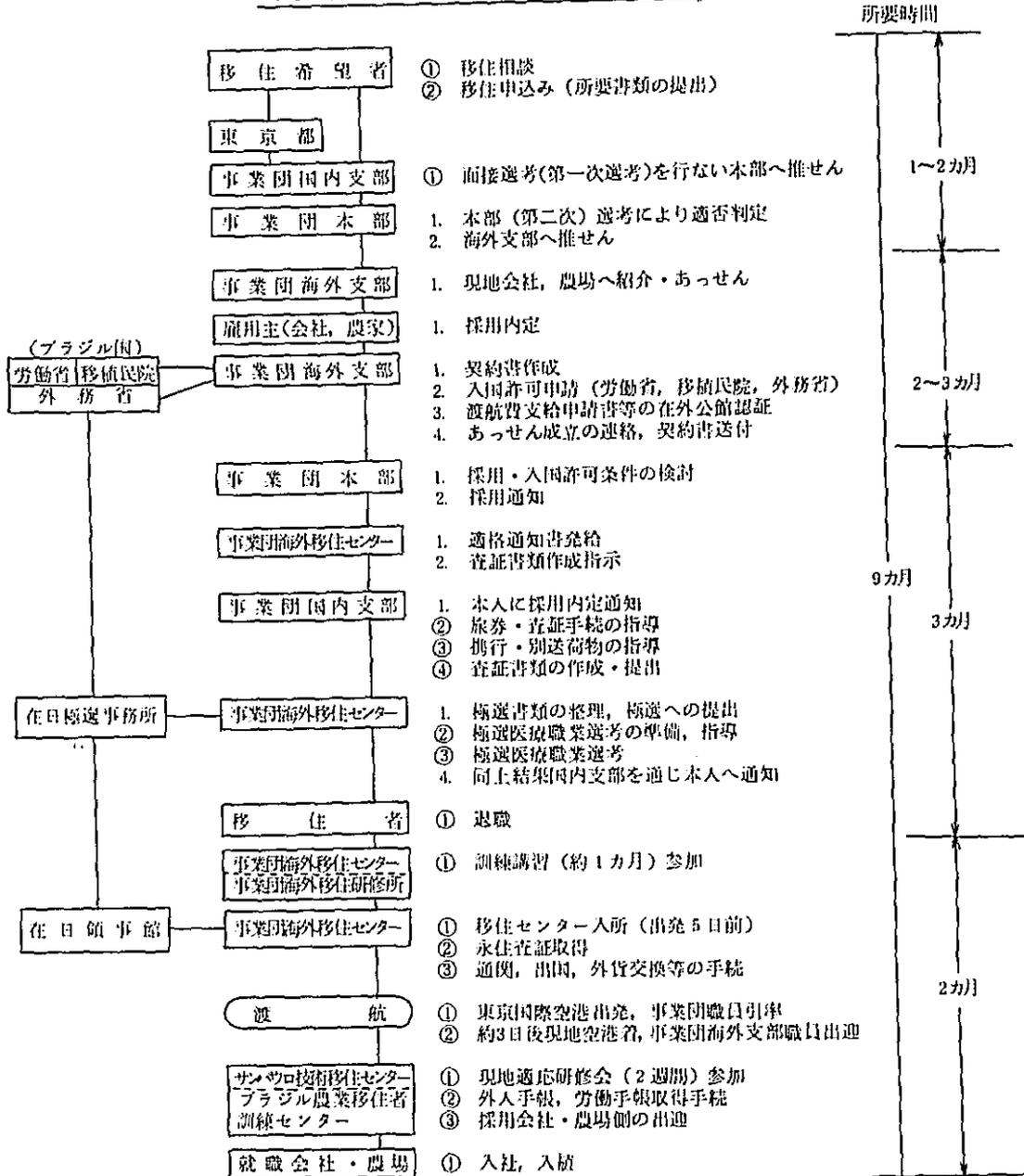
教 育

ボリビア國の教育法に従って、小学校5年、中学校3年ですが、中学までは移住地内で教育を受けられます。高等学校、大学の進学には、移住地から60Km~120Kmはなれたサンタクルス市にある寄宿舎を利用することができます。



南米移住の手續と手順

(別表-3)



注 1. 上記はブラジル移住の場合についてのものです。
 2. アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア移住の場合は、在日極選事務所および現地適応研修会関係事項が除外されるほか、ブラジルの場合とはほぼ同じですが、手続期間は若干短縮されます。
 3. 数字に○印のあるものは、移住者本人が参加するもの。
 4. 移住申込時に提出する書類は、移住申込書、戸籍謄本、写真、健康診断書、所得証明書、渡航費支給申請書、誓約書、支度費・帰国旅費支給申請書、技術経歴内容調査書、農業従事証明書、資産保有状況申請書等です。

カナダ移住について

カナダは、ソ連に次ぐ世界第2位の広さを持ち、面積は約997万km²で日本の27倍です。人口は約2221万人（1973年）で人口密度は1km²2人です。第2次世界大戦後において、このカナダは、世界各国から約220万人の移住者を受入れており、その数は人口の1割強に達していて、これらの移住者の力と相まって開発途上にある国といえます。

カナダの「移民規則」には、具体的な移住職種は明記されておらず、単に、受入れを歓迎する人について「教養ある人、訓練された人、現に技術を身につけている人、その他特殊な資格条件がある人で、そのような素養や資格能力があるがゆえに、カナダで立派に定着し、やって行ける人」と明記されています。

従来は、西欧優先主義が強くとられていましたが、1962年移民法を改正し、教育、技能をもっている人に対し、世界各国から移住者を受入れることになりました。現在、カナダ全土には、日系人が約3万人おり、カナダは南米に次いで日本人の活動の場となりつつあります。

・ カナダ移住の特色

カナダ移住の特色はアンスポンサード・イミгранト方式を採用していることです。この方式は呼寄人を必要とせず申請者は移住申込書をカナダ大使館人的資源移民部へ提出し、資格審査と面接の後、適格者には入国査証が与えられます。カナダの最近の労働事情から審査の基準が若干厳しくなっています。現地到着後は職業安定所的な仕事をしているマンパワー・センターの斡旋により就職することになります。南米移住が移住前に就職先が決まっているのとくらべて大きなちがいといえます。

・ 大使館人的資源移民部の開設

1966年9月19日、東京に主として移住をとり扱うカナダ大使館査証部が開設され（人的資源移民部と改称：1974）、日本からのカナダ向け移住者の資格審査を開始しました。人的資源移民部に駐在する移民官は、カナダ国内各地における地域別、職種別の需要状況の他に申請者自身の年齢、教育、職業熟練度、語学力、人物的要素等を点数制に基づいて審査選考を行いません。

（資格条件）

1. 年齢は、18才以上の男女で技術・技能移住が原則です。
2. 高等学校又は大学において当該職種の学科を修め実務経験が3年以上を必要とします。
3. 免許制度のある職種は免許を取得していること。但し、要求される免許の等級は職種によって異なります。
4. 英語又はフランス語の会話ができることと当該職務内容についての専門用語を熟知していること。
5. 身心ともに健康であること。
6. 当該職種が全国又は地域要求のある職業であること。

（就職方法）

就職先又は身元引受人が渡航前に決定している必要はなく現地到着後、直ちにマンパワーセンター

を訪れます。マンパワーセンターは、カナダの主な都市および町に事務所が置かれており、ここに行く時にはパスポートおよび経歴書を持参する必要があります。

移住者は、マンパワーセンターから雇傭者側との面接の紹介を受けたり、求人状況を知らせてもらうことが出来ます。又就職する時職業上の資格が問題となるかも知れませんが最初計画していた職業でなくても、手始めに何らかの職についてみることに、それには積極性と融通性をもつことが肝要です。

(就労地域)

技術系の約65名は、オンタリオ州の大都市に集中しておりその他ブリティッシュコロンビア州、アルバーター、サスカチワン、マニトバの各州に居住しています。

(職 種)

技術者として移住する者の大部分は、機械電気関係の仕事に従事していますが、雇傭職種は多岐に渡っており、400種類以上にも及びます。しかし、いかなる職種でもカナダでの需要に応じて変化し、これが移住許可を与える上の審査のポイントにもなります。又、女子の場合は、事務系による渡航が多いのもカナダ移住の特徴とも云えます。

(給 与)

一般職種の初任給は月額400～500C\$前後で専門職種で約800C\$ぐらいになります。但し、地方ごとに労働条件、賃金、停年、組合法など大きな違いがあります。

主な最低賃金(1時間当り:1974)

| | |
|---------------|----------|
| B. C. 州 | 2.50 C\$ |
| オ リ タ リ オ 州 | 2.25 C\$ |
| サ ス カ チ ワ ン 州 | 2.25 C\$ |
| ケ ベ ッ ク 州 | 2.10 C\$ |
| マ ニ ト バ 州 | 1.90 C\$ |
| ノ バ ス コ シ ア 州 | 1.80 C\$ |

(住 宅)

単身の場合は、貸間の数は十分ありそれほど問題はありますが、家族渡航する者にとっては大変な問題です。貸間以外の住まいに関しては借りる場合も買う場合も時期や場所によって、需要、供給の関係に価格も大きく影響されます。オンタリオ州における標準家族(夫婦と子供2人)が通常の生活を維持するためには実質年収9,000C\$(1974年)が必要であると、大トロント社会計画会議では算定しています。

(医 療)

カナダには、いろいろな保険制度がありますが、大きく2つに分けることができます。

- 病院保険制度はカナダの10州全部と、北西地区、ユーコン地区にあり・民間の保険会社から低い掛金で病院保険が受けられ、入院費用の大部分が支払われます。
- 医療保険制度はカナダ10州のうち7州にあり、プリンスエドワード・アイランド、ニューブランズウィック、ケベックの各州にはこの制度はありません。又ニューファンドランドとノバア

スコシアの2州は医療保険の掛金は不要です。州によってそれぞれの保険の掛金が異なっています。移住者は、出来るだけ早い機会に定住される州の保険に加入されることが必要です。

○ なお歯科の治療には、この制度は適用されず全額自己負担です。

(年金制度)

年金制度は、給料の一部を積立ててきた労働者に現金で支払われます。労働者の分担額は、年収の1.8%で雇傭者側も1.8%負担します。自営業者の場合は3.6%支払わなければなりません。これらの積立金を10年間分担した後、65才で退職した労働者は以前の給料に応じて月に25ドルから108ドル受けることができます。

(教 育)

各州には、州政府の教育局があって独自の教育制度を実施していますが、基本的には差異はありません。

保育所……ほとんどの大都市には、保育所があり就学前の子供を預ってもらえます。この施設を利用するには、収入に応じた保育料を支払います。ただし2才未満の子供は預ってもらえないのが普通です。

小学校……多くの州ではパブリックスクールと呼ばれ、8年制になっています。就学年令は、7～8才から15～16才まで義務づけています。

中学校……ハイスクールは、その学科の内容によって2種類にわけられます。上級学校への進学コースと技術を修得するコースです。前者は、大学、教員養成学校、看護婦養成学校へ進み、後者は技術専門学校、商業学校、農業学校へのコースとなります。

大学……どの州にもーツはあり移住者の入学決定は大学当局によって行なわれます。

入学資格は、高等学校の卒業証明書の提出と入学試験を行ない、費用は、年間授業料が450ドル～900ドル年間生活費(贈付き部屋代)1,200ドルから1,500ドルが必要です。学生の経費負担を軽くするために奨学金、給費金等の経済援助を有望な学生には支給されます。その他、各大学で貸付基金制度があり、居住の日の浅い移住者にも適用されるか否かは大学事務当局におたずね下さい。

(自動車免許・許可証)

国際運転免許証を持って行く人は、地元の警察で有効期限を確認し、できるだけ早く、その州発行の免許証を取得することが必要です。州から州へ転居した場合は転居先州の免許証に切替える必要があります。又自動車を買った場合は自動車登録所に登録し、自動車所有許可書、ナンバープレートを取得しておかなければなりません。

(その他の許可証)

自動車、建築、犬の飼育、銃砲、魚釣りや狩猟、酒類販売はすべて所轄官庁の許可を受けなければなりません。

自転車……警察に登録し、ナンバープレートの発行を受けます。

建 築……地方自治体又は州の建築基準をみたさなければ許可されません。問合せは、建築を希望する市町村役場へ。

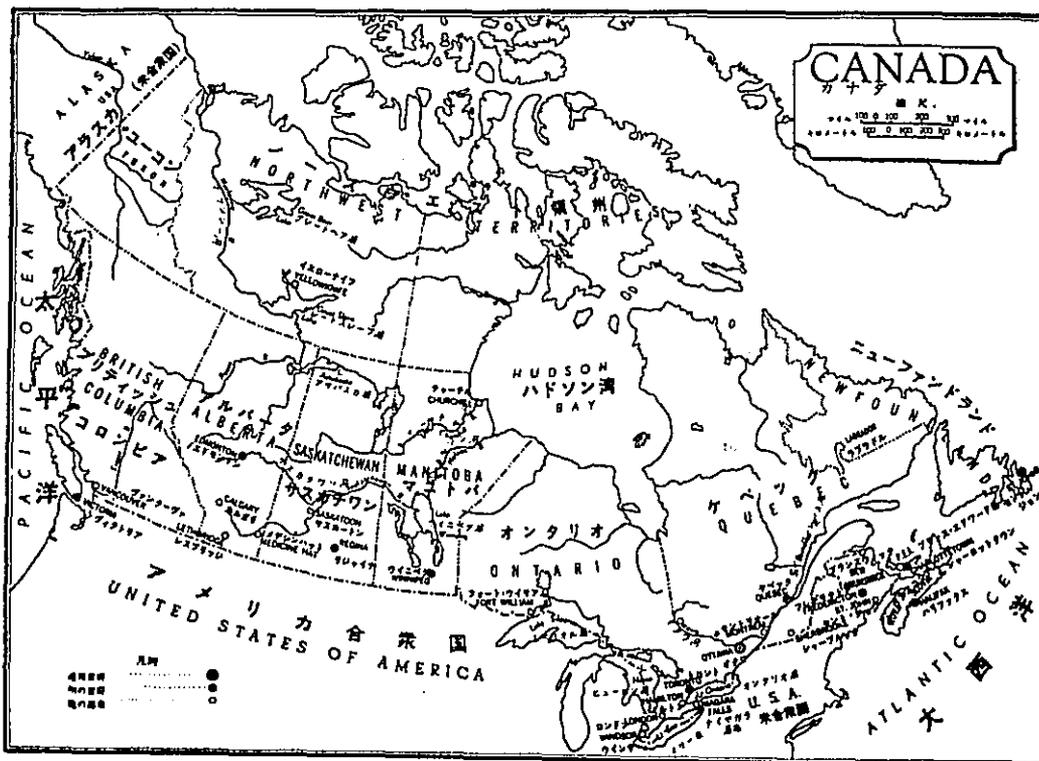
犬の鑑札……犬を飼う場合は市町村役場に登録し、鑑札を受けます。

銃 砲……ライフルと散弾銃は、所持することを許され許可書は必要ありませんが、単発および連発のピストルを買った場合は地元の警察に登録しなければなりません。ただし、これを持ち歩くこ

とはできないので注意して下さい。

漁猟・狩猟……つりや狩りをする場合、スポーツ店又は公認の販売人、狩猟監視官から鑑札を求めて下さい。又州の狩猟、漁猟法、解禁の期間、捕獲量制限なども知っておく必要があります。

酒類販売……酒類の販売は州政府の管轄になっており、州によって酒類の求め方に多少の違いがあり、どの州でも酒類を買った場合その消費者の居住地域あるいは、滞在地で飲まなければなりません。路上や車内などの公共の場での飲酒は禁じられています。



米国移住について

- 日本人のアメリカ合衆国移住は、従来米国市民の配偶者及び子供を除き、年間185名の国別割当制限を受けていましたが、昭和40年12月米国がその移民国籍法の一部を改正した結果この国別割当制が昭和43年6月30日をもって廃止され、7月1日以降は各国からの移住者は一定の規準に従い、平等に受入れられることとなっています。
 - この改正法の主な内容は次のとおりです。
 - 従来、人数制限を受けていた米国市民の両親は、配偶者及び子供と同様、人数の制限を受けなくなりました。（本措置は昭和40年12月1日より実施中）
 - 昭和43年7月1日以降は、西半球諸国以外の国々からの年間受入れ数170,000人とし、ただし1カ国から受入れる年間の移住者数は20,000人を越えないこととしています。
 - 移住者資格は、次の優先順位に区分されており、その受入れ人数は次のとおりです。（170,000人の内訳）
- ① 第1優先（年間割当34,000人）米国市民の子女で未婚且つ21才以上のもの
 - ② 第2優先（年間割当34,000人）永住権を有する外国人の配偶者及び未婚の子女
 - ③ 第3優先（年間割当34,000人）教授、研究業務に従事する者、法律家及び芸術家等専門的文化的な外国人（必ずしも職業に従事することは要しない。）及びその家族
 - ④ 第4優先（年間割当17,000人）米国市民の子女で既婚のもの及びその家族
 - ⑤ 第5優先（年間割当4,080人）米国市民の兄弟姉妹及びその家族
 - ⑥ 第6優先（年間割当17,000人）米国内に引受者のいる一般技術技能者及びその家族
 - ⑦ 第7優先（年間割当10,200人）共産圏地域又は中近東地域からの難民及び米国大統領が異状な天災地変によると判断した難民等である。
- 非優先
上記順位に該当せず、しかも米国移住を強く希望する者（上記優先順位の割当に未使用分がある場合のみ割当られますが、この種の移住はほとんど期待できません。）

移住申請手続

米国移住手続は、原則として移住希望者の身元引受人たる米国市民あるいは米国の永住権を有する者が、移住希望者に代り移住手続を進めることとなっています。従って米国市民の近親家族として移住する場合はもとより技術、技能をもって移住しようとする人も米国内に身元引受人がいることが移住手続を開始する事実上の必要条件となります。ただし、第3優先順位のうち極く一部の高級専門職（大学教授、医師、原子力関係研究員等）を保有する人に限り本人が自ら移住手続を在日米国公館で行なうことができます。

○ 手 続

(a) 移住希望者が米国市民または永住権を有する者の近親者に当たる場合

米国内に居住する移住希望者の近親家族が呼び寄せのための請願書を最寄りの地方移民局へ提出します。移民局はこの請願書を審査し、結果を請願者および在日米国大使館へ通報します。

(b) 職業に従事する移住者の場合

移住希望者を雇傭しようとする米国市民、会社、団体等が希望者を呼び寄せるための請願書に、後述する米国労働省の雇傭許可書を添えて、最寄りの地方移民局へ提出します。特に労働

省の雇傭許可証は大切にこれを添付していない請願書は認可されません。この請願書の米国側の処理については、前述の近親者呼び寄せの場合と同様です。

(c) ただし、高級専門職の移住希望者が手続を進めようとする場合は、在日米国公館に出頭し、必要書類をととのえ選考を受けます。関係書類は前記公館に準備してあります。

○ 移住希望者が準備すべき書類

米国内の身元引受人が移住希望者のために請願書を地方移民局へ提出する際、引受人は自己の出生証明書をはじめ、各種の証明書類の提出を要求されます。その中には、希望者自身に関係する下記書類も含まれているので予め希望者においてこれら書類を準備しておけば、移住手続を円滑に進めることとなります。

(a) 近親家族として移住する場合

引受者と移住希望者の近親関係を立証する書類（戸籍謄本または抄本）、夫婦で移住する場合は、上記の書類の他、両者の婚姻を立証する書類（戸籍謄本または抄本）、移住希望者がすでに米国内にいる場合は以上の書類の他本人の旅券

(b) 職業に従事する移住者の場合

下記書類は、雇主が移住者の雇傭許可書入手するために、労働省へ提出する書類または専門職の人が自ら移住予定先地域の移民局に提出する場合の書類です。

(1) 高級専門職に従事する移住者の場合、学業証明書。（本証明書には修学期間、研究学科名を明記すること）

学位証明書、専門職免許書、現職が前職の雇主または、本人をよく知る著名人による移住者の職歴証明書、本人の著書または本人のことが記載されている刊行物。

以上の書類は職種により提出を免除されるものもあります。

(2) 熟練および低熟練労働者

学業証明書（本証明書には修学期間、専門課目、修得学士名を明記すること）

現職および前職の雇主による移住者の職歴証明書。（本証明書には移住者の職歴の他、操作する機械類を明記する）本人の著書、または本人のことが記載されている刊行物。

以上の書類は職種により提出を免除されるものもあります。

(その他)

米国に移住いたしますと5年後に国籍を取得する資格ができます。

詳細については下記在日米国公館へお問合せ下さい。

| | 所在地 |
|--------|--------------------------------|
| 米国大使館 | 東京都港区赤坂葵町2（領事部） 電話 583-7141 |
| 横浜総領事館 | 横浜市中区山下町6 電話 045(681)-0841 |

渡航費について

中 南 米

国際協力事業団扱いによる移住者の渡航費については、次の移住者渡航費支給基準により支給されます。

移 住 者 渡 航 費 支 給 基 準

第1条（総則）

国際協力事業団（以下「事業団」という。）の移住者援護業務の一環としての渡航費の支給については、この基準の定めるところによる。

第2条（移住者の定義）

この基準で「移住者」とは、日本国籍を有する本邦居住者で永住の目的をもって外国へ渡航（再渡航者を含む。）する者をいう。

第3条（支給の対象及び審査）

支給の対象は、別表第1に定める諸国への移住者で次の各号のいずれかに該当し、かつ渡航費負担力の乏しいもののうち、事業団総裁が適当と認める者とする。

第1号 新規移住者

- (1) 事業団があっせん、選考、送迎するいわゆる事業団扱移住者
- (2) 受入国に居住する者の近親呼寄として入国許可を得たもののうち次の各事項のすべてを満たす者
 - イ 事業団在外支部長の呼寄に関する支給内申請のある者。ただし、同支部なきところは上記内容を含む在外公館長の証明を受けた支給申請書のある者
 - ロ 事業団国内支部長の被呼寄者に関する支給内申請のある者
- (3) (1)以外の者で、受入国に居住する者からとくに指名をうけ雇用契約を結び呼寄として入国許可を得たもののうち、次の各事項のすべてを満たす者
 - イ 事業団在外支部長の呼寄者の経営状況、雇用条件等記載の支給内申請のある者。ただし、同支部なきところは上記内容を含む在外公館長の証明を受けた支給申請書のある者
 - ロ 事業団国内支部長の被呼寄者に関する支給内申請のある者
 - ハ 雇用契約書またはこれに代る書類のある者

第2号 再渡航者

渡航費の支給を受けて外国へ移住したことがある再渡航者は原則として支給の対象としないうが、前号(1)または、(2)もしくは(3)の各々の場合に該当する者で、次の各事項のすべてを満たす者に対してはとくに厳重審査のうえ支給することができる。

- イ 政変等本人の責に帰しえない理由によりやむを得ず帰国した者
 - ロ 旧移住先国における本人所有に係る資産をすべて処分し帰国した者で、かつ現在本邦居住者である者
 - ハ 現在の生活状況及び帰国前の経験により日本在住より移住する方が適当と認められる者
- 2 別表第1に定める諸国への移住者で前項各号のいずれにも該当しない者及び別表第1に定める諸国以外への移住者については事業団総裁がとくに必要と認める場合には、その申請に基づき外務大臣が許可した者に限り支給することができる。

3 第1項の渡航費負担力の審査に当たっては別表第2に定める区分ごとの年間所得を基準とする。この場合において資産の保有状況等を別に勘案する。

第4条（渡航費の支給の内容及び額）

事業団が移住者に支給する渡航費は移住するために必要な最低限度の旅費のうち運賃相当金額の全部または一部とする。

2 前項の渡航費の額は、別表第1に定める本邦から受入国到着地までの航空旅客運賃に別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

第5条（輸送手段）

渡航費の支給を受ける移住者の輸送手段は航空機による。ただし、移住者の輸送上支障がないと認められる場合は、前条第2項に定める範囲内においてこの限りでない。

第6条（渡航費支給申請の手続）

渡航費の支給を受けようとする移住者は移住申込みを行なう時、事業団総裁に対し、渡航費支給申請書のほか、戸籍謄本及び市区町村長の発行する年間所得の証明書を提出しなければならない。

第7条（渡航費の支給）

事業団は渡航費の支給が確定した移住者の申請に基づき渡航費として支給すべき額を輸送機関に直接支払い、移住者より受領書を徴するものとする。

第8条（渡航費の返納）

渡航費の支給を受けた移住者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業団はその支給した渡航費の額に相当する金額を当該移住者から回収し、直ちに国に返納するものとする。

イ 虚偽の申告をして支給を受けた場合

ロ 政変等やむを得ざる理由によることなく、自己の都合により移住を中止して本邦出国後2年以内に帰国した場合

ハ その他、事業団総裁がその返納を適当と認めた場合

(別表第1)

(昭和49年11月13日調査)

| 国 別 | 到 着 地 | 経 路 | 航 空 運 賃 | |
|--------|----------|---------------------|----------|---------|
| | | | 12才以上 | 2才未満 |
| ブラジル | ベレーン | 東京～ロスアンゼルス～ベレーン | 265,550円 | 26,600円 |
| | マナウス | 東京～ロスアンゼルス～マナウス | 290,850 | 29,150 |
| | レシフェ | 東京～ロスアンゼルス～レシフェ | 286,150 | 28,700 |
| | リオデジャネイロ | 東京～ロスアンゼルス～リオデジャネイロ | 278,850 | 27,950 |
| アルゼンチン | サンパウロ | 東京～ロスアンゼルス～サンパウロ | 278,850 | 27,950 |
| | ポルトアレグレ | 東京～ロスアンゼルス～ポルトアレグレ | 282,700 | 28,350 |
| | ブエノスアイレス | 東京～ロスアンゼルス～ブエノスアイレス | 297,700 | 29,850 |
| パラグアイ | アスンシオン | 東京～ロスアンゼルス～アスンシオン | 297,400 | 29,800 |
| ボリヴァリア | サンタクルス | 東京～ロスアンゼルス～サンタクルス | 272,650 | 27,350 |
| ドミニカ | サントドミンゴ | 東京～ロスアンゼルス～サントドミンゴ | 212,250 | 21,300 |

(別表第2)

| 区 分 | | 年間所得 | 支給率 |
|----------------------------|--------|---------|------|
| 技 術 用 移 住 者 | 単 身 | 140万円未満 | 80% |
| | 家 族 | 200万円未満 | 100% |
| 自 営 移 住 者 | | 320万円未満 | 100% |

その他の国

カナダ、米国、その他の国及び国際協力事業団扱いによらないで移住する場合の費用は渡航費を含め一切本人負担（引受人によっては、これを負担してくれる人もあるかもしれません）となっております。

移住相談はどこにしたらよいか

海外移住を希望する方達のために、つぎのところできわしい相談とお問合せを受けております。

○ 国際協力事業団東京支部

〒160 東京都新宿区本塩町8-2

(住友生命四ツ谷ビル6階)

電話03(359)8281~4

国電又は地下鉄で四谷駅下車、徒歩3分

また、各都県における海外移住担当の主管課ならびに、関係機関は次のとおりです。

新潟県

国際協力事業団新潟県駐在事務所

〒950 新潟市東大通1-3-1 0252-47-1918
帝石ビル211号

新潟県総務部県民広報課(外事係)

〒951 新潟市学校町通1番町 0252-23-5511
(県庁本館2階) 内線3030

新潟県海外協会(上記県民広報課内)

新潟県拓植農業協同組合連合会

〒951 新潟市東中通1-86 0252-23-1121
(農協中央会ビル4階)

新潟県海外移住家族会

〒950 新潟市東大通1-3-1
帝石ビル211号
(国際協力事業団新潟県駐在事務所内)

茨城県

茨城県生活福祉部県民福祉課(渉外旅券係)

〒310 水戸市三の丸1丁目5-38 0292-21-8111
(分庁舎1階) 内線444

茨城県拓植農業協同組合連合会

〒310 水戸市梅番1丁目1-4 0292-31-3141
(農協会館3階)

茨城県海外移住家族会(上記拓植連内)

栃 木 県

栃木県農務部農業経済課（開拓指導係）

〒320 宇都宮市鳩田1丁目1-20 0286-23-2305
（県庁本館3階）

栃木県海外協会（上記農業経済課内）

栃木県海外移住留守家族会（上記農業経済課内）

栃木県拓植農業協同組合連合会

〒320 宇都宮市本町12-11 0286-22-6532
（農協会館3階）

群 馬 県

群馬県県民生活部県民課（外事係）

〒371 前橋市大手町1丁目1-1 0272-23-1111
（県庁中庁舎4階） 内線324

群馬県海外移住家族会（上記県民課外事係内）

群馬県拓植農業協同組合連合会

〒371 前橋市大手町2丁目3-6 0272-24-4321
（農業会館3階）

埼 玉 県

埼玉県総務部旅券涉外課（涉外第1係）

〒336 浦和市高砂3-15-1 0488-24-2111
（県庁第2庁舎1階） 内線2335

埼玉県海外移住家族会（上記旅券涉外課内）

千 葉 県

千葉県農林部農地課

〒336 千葉市市場町1-1 0472-23-2835
（県庁6階）

千葉県海外移住家族会（上記農地課内）

東京都

東京都総務局涉外観光部管理課（移住係）

〒100 東京都千代田区有楽町2-10-1 03-212-5111

東京交通会館8階

内線2436

東京都海外移住家族会（上記観光部管理課内）

山梨県

山梨県総務部総務課（外事係）

〒400 甲府市丸の内1-6-1 0552-37-1111

（県庁本館1階）

内線238

山梨県海外協会（上記総務課内）

山梨県海外移住家族会（上記総務課内）

長野県

長野県農政部農地課（総務係）

〒380 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁5階）

0262-32-0111

内線553

信濃海外協会（上記農地課内）

長野県海外移住家族会（上記農地課内）

長野県拓植農業協同組合連合会

〒380 長野市大字南長野南県町687-2

（産業会館3階）

0262-32-1111

なお、カナダ移住については、カナダ大使館人的資源移民部で、毎週次のとおり相談説明会が開かれております。

○ カナダ大使館人的資源移民部

〒107 東京都港区赤坂8-5-25

電話03(403)9176~8

地下鉄青山1丁目駅下車、徒歩5分

説明会 毎週火、木曜日の午後2時から約1時間

移住希望者のための養成機関

海外移住を志していても、資格が十分でなく、その資格の取得、さらに現地事情の勉強を希望する方のために養成機関を紹介します。

・ 技術移住希望者には

名称 神奈川県立秦野高等職業訓練校

場所 神奈川県秦野市曾屋1210

電話 0463-81-0870

目的 技術移住申込有資格者で渡航に先だち語学、専門技術知識、実技の研修を行なう。

職種 機械技能者、機械設計製図、機械組立等（その他あっせん可能な職種）

期間 6カ月（毎年4月または9月から）全寮制

経費 授業料無料、辞書、書籍代5,000円、食事代1日350円程度、寮自治会費月350円程度、その他見学行事等の交通費自己負担。

・ 農業移住希望者には

名称 国際協力事業団海外移住研修所

場所 群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字溝の口4114 電話 027283-3225

目的 農業経験不足または農業経験のない者で農業移住を希望する者に対し、現地事情、語学、農業の実務研修を行なう。

資格 原則として、高校卒業以上で満18才から25才までの心身健全な男子

期間 6カ月、うち2カ月は近郊農家実習（毎年4月、8月から）全寮制

経費 授業料宿泊費は不要、書籍、食事代で月約20,000円程度研修見学費自己負担
詳細は国際協力事業団東京支部へ

・ 移住者と結婚を希望する婦人移住希望者には

名称 国際女子研修所

場所 茅ヶ崎市富士見町9-39

電話 0467-82-9067

目的 すでに移住している未婚青年と結婚し、または結婚のため移住を希望する婦人に対し、現地事情、語学、家庭の主婦として必要な事項の研修を行なう。

経費 食費、寮費、授業料等で約80,000円

期間 45日（年2～3回）

・ 東京海外移住研究会

場所 東京都新宿区本塩町8-2

住友生命四ツ谷ビル6階 国際協力事業団東京支部内

目的 将来、海外移住を希望する人達が自主的に結成したサークルで、移住後現地での幸福な生活が築かれるよう、現地事情、語学等を研究し、あわせて会員相互の親睦をはかる。

内 容 (1) 語学講習会 (2)現地事情研究懇談会・講演会・映画会 (3)会員が移住する場合の壮行会及び出発見送り (4)リクレーション (5)会報の発行 (6)資料の回覧及び貸出 (7)その他目的達成に必要なこと。

会 費 入会金500円，年会費1,500円を添えて事務局あて申込む。

詳細は国際協力事業団東京支部へ

* x 子 *

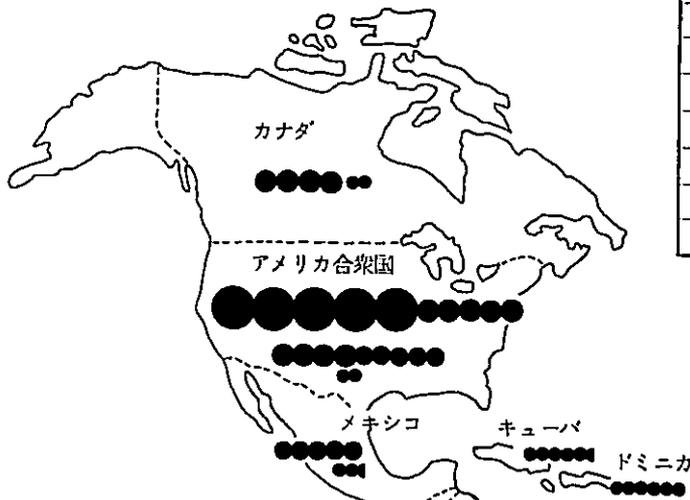
南・北アメリカ大陸に活躍する日系人

昭和48年10月外務省調

(日本国籍を有する永住者と日系人の合計)

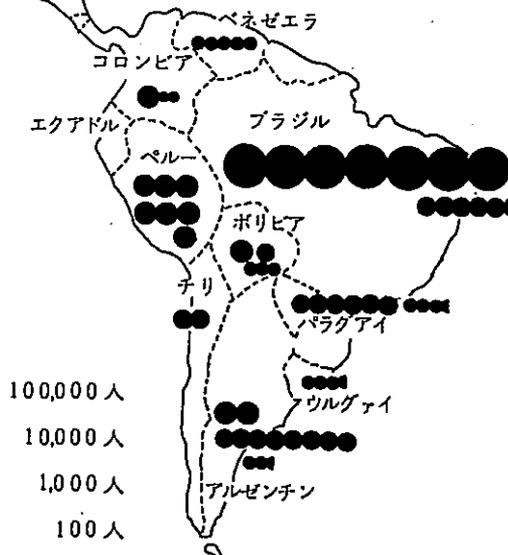
北・中アメリカ在留日系人数

| 国名 | 日系人 |
|------|---------|
| カナダ | 42,860 |
| アメリカ | 595,240 |
| メキシコ | 5,267 |
| ドミニカ | 593 |
| キューバ | 567 |
| その他 | 13 |
| 計 | 644,540 |



南アメリカ在留日系人数

| 国名 | 日系人 |
|--------|---------|
| コロンビア | 1,231 |
| ベネズエラ | 527 |
| エクアドル | 33 |
| ペルー | 60,962 |
| チリ | 2,049 |
| ブラジル | 705,489 |
| ウルグァイ | 381 |
| アルゼンチン | 28,283 |
| パラグアイ | 6,370 |
| ボリビア | 11,303 |
| 計 | 816,628 |



東京都新宿区本塩町8の2 (〒160)
住友生命四谷ビル
国際協力事業団東京支部
電話 (03) (359) 8281~4